４　法第十条の二第一項の表の第三号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる個人の同法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとする。

第十二条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項第一号中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する」を削り、「次号において「特定被災区域」という」を「東日本大震災により被害を受けた地域をその区域とする市町村の区域であって東日本大震災復興特別区域法第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針に即して内閣総理大臣が定める区域をいう。次号において同じ」に改め、同条第四項中「次条第六項」を「次条第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

５　内閣総理大臣は、第一項第一号の規定により区域を定めたときは、これを告示する。

第十二条の三の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「に規定する」を「の表の第一号の第三欄に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

６　法第十条の三の二第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者

二　平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していた者

７　法第十条の三の二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲げる個人が福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合　当該個人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間

二　法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の変更について同法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があったことにより計画区域（当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域をいう。以下この号において同じ。）の変更（同欄に掲げる個人の当該認定に係る区域が計画区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合　当該個人が当該認定を受けた日から当該提出のあった日までの期間

８　法第十条の三の二第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める雇用者は、次に掲げる者とする。

一　法第十条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象雇用者等

二　次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）

イ　平成二十三年三月十一日において福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域（ロにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。）の区域内に所在する事業所に勤務していた者

ロ　平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者

三　法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人の福島復興再生特別措置法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に従って行う同法第八十四条第一項に規定する新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者として財務省令で定める者（前二号に掲げる者を除く。）

第十二条の三の二第二項中「に規定する政令で定める場合」を「の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める場合」に、「同項に」を「同欄に」に改め、同項第一号中「に規定する認定を」を「の表の第一号の第一欄に規定する認定を」に、「同項の」を「同欄に掲げる」に、「から当該」を「からその」に改め、同項第二号中「に規定する認定を」を「の表の第一号の第一欄に規定する認定を」に、「同項の」を「同欄に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「に規定する政令」を「の表の第一号の第一欄に規定する政令」に、「対象期間は、同項」を「期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項」に、「同条第一項に」を「同法第十八条第二項第二号に」に、「同条第一項の」を「同欄の」に、「福島復興再生特別措置法第十八条第七項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

２　法第十条の三の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

第十二条の四中「第十条の三の二第四項」を「第十条の三の二第五項」に、「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に、「企業立地促進区域等」を「企業立地促進区域」に、「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域において」に改める。

第十二条の五の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域等」に改め、同条第二項中「うち」を「うち、」に改める。

第十三条の二を削る。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項に規定する政令」を「第十一条の二第一項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第十一条第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同項第五号を削り、同条を第十三条の二とする。

第十二条の五の次に次の一条を加える。

（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十三条　法第十一条第一項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域（次号に掲げる区域を除く。）　当該変更の提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間

二　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があったことにより計画区域に該当しないこととなった区域（以下この号において「除外区域」という。）　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（当該除外区域が他の変更の提出があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域である場合には、当該他の変更の提出のあった日）から当該変更の提出のあった日までの期間

２　法第十一条第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、前条第一項に規定する試験研究とする。